

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
1	P1		オリンピック・パラリンピック準備局が管理しているエリアについて、準備局は永続的組織ですか？管理期間はいつまでですか？管理期間終了後の予定は？	永続的組織ではありません。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)終了後のしかるべき時期に、教育庁の管理となる予定です。
2	P1		施設名称について、提案は可能でしょうか。(愛称も含めて)	公園施設の施設名称は提案可能です。
3	P1		JSCによる管理エリアは、単なる管理を行うものであるのか、または積極的な整備・運営(例えば、飲食店舗の設置、スポーツに関する展示等)を行うものであるのでしょうか。	現時点では未定です。
4	P1		整備済の歩行者デッキ1号、2号の管理運営方法をご教授いただきたい。	管理については点検・清掃・植栽地の管理及び照明やエレベーターの点検等を想定しています。運営については公募設置等指針P.17第2章9.(4)を参照してください。
5	P2		事業対象地の『都市計画等の条件』の記載以外に階数や高さ制限、日影規制等の都市計画上の制限はあるか？	提案内容に即し、確認してください。
6	P2		建築可能面積は、建築物として整備する全ての施設の合計面積とあるが、具体的な定義をご教授いただきたい。建築施設の1階の延床面積という理解で良いか？	建築可能面積は建築基準法上の建築面積です。
7	P2		「建築可能面積」とはいわゆる建蔽率としての指定であるのか、延床面積の上限を指すのでしょうか。つまり、平屋建てではなくて、建物を2階建て等にする事で、延床面積を上積みできますでしょうか。	建築可能面積は建ぺい率としての指定です。
8	P3		旧渋谷川の水路は暗渠か、それとも完全に無くなっていますか。	暗渠となっています。
9	P3		公園内は24時間開放ということでしょうか。	24時間開放を予定しています。
10	P3,13		にぎわいと交流のゾーンの西側、外苑西通りとの間にある擁壁は残置する必要があるか、ご教示願います。外苑西通りの歩道面と地盤高を揃える場合は擁壁撤去となります。	公募設置等指針P.12第2章7.(3)に記載のある擁壁・階段等は撤去対象です。あわせて別紙1を参照してください。
11	P3		「豊かなみどりのゾーン」と「にぎわいと交流のゾーン」を配置するとあるが、公募対象公園施設を建設する際、2つのゾーンにまたがるように、建物を設置しても良いか。	公募設置等指針P.7第2章2.に記載のとおりですが、具体的な提案は、都と協議してください。
12	P3		『にぎわいと交流のゾーン』と『豊かなみどりのゾーン』内はゾーンを気にせず公募対象公園施設を設置できると考えて良いか？それぞれのゾーンで用途の制限はあるか？	No.11の回答を参照してください。用途の制限は用途地域のとおりで。
13	P4		歩行者デッキ1号および2号エリアにおいてイベント等を実施する場合に、JSCの管理エリアを利用者が通行するようになりますが、その場合のJSCとの調整が必要との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
14	P4	5.事業範囲 (1) 事業内容	「特定公園施設及び歩行者デッキ1号・2号の管理運営を行う予定です。」と記載があるが、歩行者デッキ1号・2号の管理運営内容として、どのようなものが想定されておりますか？また、躯体の保守管理も含まれる場合、費用が高額になると予想されるが、その辺りの考え方をご教示願います。	No.4の回答を参照してください。躯体の保守については別紙6 P.10 5(2)エを参照してください。
15	P4,28		維持管理運営者は提案書提出時には構成員や他の協力会社等には組み入れず、優先交渉権者となった後に構成員となるという認識で正しいでしょうか。	公募設置等指針P.17第2章9.(2)のとおり、指定管理業務の主たる部分を再委託することはできません。維持管理運営者は、提案書提出時より構成員に入れてください。
16	P5		事業対象地内に現在建っているメディアセンターの解体撤去は都が行うという理解でよろしいですか？また、その工事期間の予定は？	解体撤去は(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行います。事業対象地は令和4年3月末まで組織委員会へ貸与しており、解体撤去は令和4年3月に完了予定です。
17	P5		本事業の工事期間(令和5年10月まで)における歩行者デッキ1号、2号の管理者は誰でしょうか。	東京2020大会終了後は都が管理者となります。
18	P5		公募対象公園施設の解体とは、設置した施設の解体のみで、床の整備等は含まないということで良いか？	仮の整地と安全及び防塵を想定していますが、公募設置等指針P.9第2章5.(1)のとおり、原状回復の内容及び範囲は都と協議の上決定します。
19	P5		公募対象公園施設の解体後に、公園として継続して運営される予定ということで良いか？	そのとおりです。
20	P5		10年後に設置許可を更新するにあたり、条件等があるか？	詐欺その他不正な手段により公募設置等計画の認定を受けていたことが判明した場合、更新不可となります。
21	P5		公募対象公園施設および利便増進施設の設置許可および占用許可の承認にかかる想定スケジュールをご明示いただけますでしょうか。	都との協議が成立した上で、設置許可については35日、占用許可については20日を標準処理期間としています。
22	P5		公募対象公園施設新築用に杭や地盤改良等を実施した場合、杭や地盤改良等の撤去は不要と考えてよろしいでしょうか。	杭の撤去は必要です。地盤改良等の撤去は協議によります。
23	P6		公募対象公園施設について、設置管理使用料の負担を前提として、専用駐車場を配置することは可能でしょうか？	公募対象公園施設専用の駐車場を設置することはできません。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
24	P6		一時的に設置するキッチンカー等は公募対象施設の対象にならないとの認識でよろしいでしょうか。	一時的にキッチンカー等を設置する場合は、別途占用許可を得てください。なお、提案内容によりますが、キッチンカー等を常設する場合は、公募対象公園施設の飲食店等となります。
25	P6		初期投資を軽減し、安定的な事業運営を図るために公募公園対象施設をリース方式にて設置することは可能でしょうか。	都市公園法の設置許可は対象の公園地に許可された建物を設置することを許可する行政処分であり、その権利は他者に譲渡できません。また、設置許可を受ける者と施設所有者は同一である必要があります。リース方式の場合、施設の所有者がリース会社となり、設置許可受者と異なるため、不可となります。
26	P6,7		民間事業者の自由な発想による新たな施設の提案を求めておられますが、ライブハウス、劇場、映画館等の建築基準法上の該当用途地域で設置する事ができない用途の施設設置は可能でしょうか？	建築基準法等、関係法令への適合については応募者の確認事項です。なお、提案内容によりますが、ライブハウス、劇場は、都市公園法上の野外音楽堂、野外劇場、その他これに類する施設として設置可能です。また、集会所等を設置し、集会目的での利用に加え、劇や映画上映のために利用することも可能です。
27	P6,7		公園施設として、美術館、ギャラリー等の施設の設置は可能でしょうか？	公募対象公園施設として設置できる施設は、①公募設置等指針に即した上で、②都市公園法第2条に定める公園施設の要件に合致し、③建築基準法等、関係法令に適合する必要があります。以上の要件を踏まえた上で、提案内容によりますが、美術館、ギャラリー等は教養施設として設置可能です。
28	P6		都市公園法第5条の2第1項に規定される都市公園内に設置可能な公園施設用途として、健康増進を目的としたスポーツクラブ、温浴施設、プール等は設置可能と考えてよろしいでしょうか。	提案内容によりますが、スポーツクラブ、プールは、運動施設として設置可能です。温浴施設は運動施設等の公園施設に付属するのであれば設置可能です。ただし、温浴施設のみでは都市公園法上の公園施設に該当せず設置できません。
29	P6		都市公園法第5条の2第1項に規定される都市公園内に設置可能な公園施設用途として、一般の方も使える、パブリックな利用を目的としたコワーキングスペースは設置可能と考えてよろしいでしょうか。	提案内容によりますが、コワーキングスペースは、都市公園法上の便益施設等として設置可能です。
30	P6		「騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は認められません。」とありますが、具体的な騒音レベルの音量基準値がありますでしょうか。	事業対象区域での具体的な騒音レベルの音量基準値について、公園管理者として現在定めたものではありません。運用開始時に近隣への配慮等も考慮した上で、指定管理者として都と協議し、音量基準値を設定してください。
31	P6		「民間事業者の自由な発想による新たな施設」とありますが、屋外バーベキュー等、火気を使用する施設の提案は可能でしょうか。	騒音や臭い、煙の発生等により他の公園利用者や近隣施設に支障が発生しないことを前提に、バーベキュー場の規模やごみの回収方法等を考慮の上、提案することは可能です。
32	P7		特定公園施設の工事に関する占用料は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	特定公園施設の工事に関する占用料は免除となります。なお、公募対象公園施設の工事に関しては占用料が発生します。
33	P7		インフラ関係について、配管等の埋設状況を記した図面等は閲覧可能でしょうか？	別紙4を参照してください。
34	P7		インフラ占用料について、東京都立公園条例の令和3年1月1日施行分では、204円・512円となっておりますが、4月から改正されたのでしょうか？	令和3年4月1日付で改正しました。詳細は令和3年3月31日付東京都公報増刊25号に掲載のとおりです。
35	P7		土地使用料単価の最低額が示されているが、土地使用料の支払い対象となる面積は、公募対象公園施設の設置許可面積ということでしょうか？	そのとおりです。
36	P7		設置許可面積のうち、施設の建築面積以外のカフェのオープンテラスなどの屋外部分の面積についても、設置許可日から土地使用料が発生するのでしょうか？	公募対象公園施設の利用者のみが使用可能な場合、設置許可日から土地使用料が発生します。全ての公園利用者が使用可能な場合、土地使用料算定面積から除算します。
37	P7		東京都立公園条例施行規則の改正により土地使用料単価が改正となった場合で、公募設置等計画に記載された土地使用料単価を下回った場合、土地使用料単価について都と協議することは可能か？	公募設置等計画に記載された土地使用料単価が適用されます。協議は行いません。
38	P7		有料の屋外遊戯エリアやカフェのオープンテラスは外部会社へ賃貸借をすることが可能であるか？	公募対象公園施設について、構成団体以外へ賃貸借又は業務委託することは可能です。なお、有料の屋外遊戯エリアは詳細を確認し、公園施設に該当すれば設置可能です。カフェのオープンテラスは便益施設として設置可能です。
39	P7,8		複数の公募対象公園施設を設ける場合、それぞれの施設を整備・保有する企業が異なることが想定されます。その場合、代表構成団体以外の構成団体により、設計工事に関する許認可等を取得し、登記者となることについて認めて頂けますでしょうか？	都市公園法の設置許可は対象の公園地に許可された建物を設置することを許可する行政処分であり、その権利は他者に譲渡できません。また、設置許可を受ける者と施設所有者は同一である必要があります。公募対象公園施設については、代表構成団体に設置許可を行いますので、代表構成団体のみに登記を認めるものとします。
40	P8		保証金について、テナントの意向により事業期間途中で退店し、一定期間経過後に新たなテナントが入居した場合の取り扱いはどのようになりますか？	保証金は、事業者の瑕疵により公園に大きな損害を与えた場合等の保証金として預託するものです。都がテナントの入替の際、保証金を求めることはありません。
41	P8		本事業対象地の新宿区と渋谷区の境界を教えてください。	応募登録者に資料を提供します。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
42	P8	5.公募対象公園施設の整備に関する条件	「神宮外苑地区地区計画」は、公募対象公園施設の整備に関する条件と考えて宜しいでしょうか？	そのとおりです。
43	P8		公募対象公園施設の段階的な整備を想定し、事業対象地を整備時期ごとに分けた上で、敷地ごとに確認申請を行うことは可能でしょうか。	原則として、敷地分割は不可とします。
44	P8		事業対象地の用途規制により、原則、建築することができない建築物についても、建築基準法第48条ただし書許可に基づく許可を受けた場合には建築可能と考えてよいでしょうか。	そのとおりです。
45	P8		「一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模」について、屋外広場で有料のイベントを不定期に開催する場合は、一時的に「一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模」が縮小することを許容いただけますでしょうか。またその場合の屋外広場の土地使用料の考え方についてご教示いただけないでしょうか。	イベントを開催する場合は原則として公開性を有し、来園者の自由な参加・鑑賞等を可能にしてください。指定管理者として公園内で自主事業を主催する場合、占用許可を要しません。自主事業であっても、園地を排他独占的に使用する場合は、占用許可を得る必要があります。この場合、占用料は免除とします。ただし、イベント等で飲食店や臨時売店を設ける場合は、占用料が発生します。なお、指定管理者として公園内で行う自主事業により生じた利益については、原則として、公園等の利用者サービスの向上や利用促進のため公園等に還元させていただきます。占用料は、1日1㎡あたり34円(令和3年4月1日時点)となります。認定計画提出者として広場等でイベントを実施する場合は、占用料が発生します。なお、具体的な運用は別途、都と協議してください。
46	P8		「設置した施設、設備等は、事業者が事業期間中所有してください。（中略）第三者への転売、譲渡等、所有権の移転はできません。」とありますが、事業者がSPCであった場合のエクイティの譲渡についてはどのように考えますか。	提出時に、公募設置等計画に代表構成員が事業期間を通じてSPCの意志決定を行うことを提案し、都と協議の上、認定を得てください。
47	P8		公募対象公園施設について、代表企業が認定計画者になることが、様式2-2から読み取れますが、今回複数業種の運営事業者を検討しており、認定計画提出者にて、それぞれの運営事業者と設置許可と同期間内の定期建物賃貸借契約を結ぶことは可能でしょうか？	公募対象公園施設を複数設置し、認定計画提出者と各事業者が定期建物賃貸借契約を結ぶことは可能です。その場合の契約期間は、設置許可期間から公募対象公園施設の工事、解体等の期間を除いた期間としてください。なお、公募対象公園施設が複数ある場合も、全ての施設所有者は代表構成員となります。
48	P8		認定計画者とは代表法人を含む構成法人のコンソーシアムまたはSPC等となり協力企業（SPCを設立した場合、SPCから受託・受注し各業務遂行を行う企業かつ出資を行わない企業）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
49	P8		協力企業（SPCを設立した場合、SPCから受託・受注し各業務遂行を行う企業かつ出資を行わない企業）はコンソーシアム構成員ではないことから応募制限関連書類（定款、法人登記簿謄本等）の提出は不要ということよろしいでしょうか。	そのとおりです。
50	P8		整備が必要なトイレの仕様・大きさについてご教授いただきたい。	公募対象公園施設内のトイレは、公募対象公園施設の利用者を想定した仕様・大きさで構いませんが、全ての公園利用者が利用できるようにしてください。特定公園施設としてのトイレの規模は、公募設置等指針P.13第2章7.(4)⑨を参照してください。
51	P9		24時間営業の施設の設置は可能でしょうか？	提案は可能です。
52	P9		事業期間の途中で認定計画提出者が事業を終了した場合、原状回復以外に違約金の負担はないと考えてよろしいでしょうか。	認定計画提出者が事業を途中で終了した場合、違約金の負担を予定しています。詳細は別途提示する実施協定案を参照してください。また、公募設置等指針P.17第2章9.(5)のとおり、指定管理者としての取消しを受けた場合もあらかじめ協定書において定められた違約金が発生します。
53	P9		営業に必要な許認可については、各テナント等の運営企業が取得するものと想定されますので、認定計画提出者に限定しないということよろしいですか？	そのとおりです。
54	P9		公募設置等指針P.9物販販売を検討していますが、「公園との関連性が低い」「公園利用に関係のない物品」とはどのような判断に基づくのでしょうか。全国のPark-PFI制度を活用した事業や公園法上の施設設置許可の事例においては様々な物販が販売されているケースもあり、公園の賑わいに繋がっています。公園の利用方法は多岐にわたるため、関連性のあるなしの定義をもう少し明確にいただけないでしょうか。	販売される物品に従来の公園利用とあまりにかけ離れたものが多い場合、公園との関連性が低いと判断せざるを得ません。公園利用から派生して考えられ、明治公園にふさわしい物品を提案してください。
55	P9		避難場所に指定されていることで、建築や管理運営に制限が出るものがあるか？	建築の制限はありません。管理運営については別紙6(別添1及び別添2含む)のとおりです。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
56	P12		「検査合格後は東京都へ引渡してください。所有権移転及び引渡しに伴う諸条件については、実施協定で定めます。」と記載ありますが、実施協定の案を公表いただけませんか。	作成次第、応募登録者に提供予定です。
57	P12		地中埋設物について、都で埋蔵文化財調査は実施されていますか？実施されている場合、直近のデータを開示頂けますか？	埋蔵文化財調査は実施していません。
58	P12		ペット連れでの来園については制限しないことでよろしいですか？また、一部店舗について入店制限することは可能ですか？	ペットを連れての来園について制限はありません。公募対象公園施設の一部店舗について入店を制限することは可能です。
59	P12		旧建物構造物の地中残置物が発見された場合に都と協議し、その調査・撤去等の費用は都の負担で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
60	P12		『旧建物構造物が地中残存物として…』とあるが、撤去費用等が発生する場合は『特定公園施設の建設に要する費用の上限額』とは別に東京都が費用負担するということが良いか？	旧建物構造物についての残置物である場合の撤去費は、特定公園施設の建設に要する費用の上限額とは別に都が負担しますが、旧建物構造物に由来しないものである場合は協議となります。
61	P12		旧都営住宅（霞ヶ丘アパート）の杭基礎等の除却費は東京都が負担するとのことですが、霞ヶ丘アパート建設以前の旧建物構造物の地中残置物が発見された場合の調査・撤去費用等についても東京都で負担いただけますでしょうか。また、事業に影響を与えることが想定される場合、供用開始時期および事業終了の時期の後ろ倒しについてもご相談いただけますでしょうか。	No.60の回答を参照してください。事業スケジュールに影響を与える場合は協議となります。
62	P12		地下埋設物や地中障害物が発見された場合、費用負担や供用開始時期および事業終了の時期の後ろ倒しについてもご相談にのっていただけますでしょうか。	協議の対象です。
63	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	旧都営住宅の杭基礎等の除却について、都の除却費用の目安をご教示願います。	杭等撤去費用については提案内容に含まれるため回答できません。
64	P13	(3) 残置物について	暗渠遺構について、詳細な位置図等がありますか？また、あれば開示頂けますか？	別紙2の敷地中央に記載があります。
65	P13	7.特定公園施設の建設に関する事項 (4) 施設整備について ④樹木及び植栽	鉢植えオリーブの由来をご教授願います。	別紙3のとおりです。
66	P13		樹齢1000年の鉢植えのオリーブの木の「いわれ」と経緯、現地植栽の条件(表示方法など)について、ご教示願います。	別紙3のとおりです。現地植栽の条件は都と協議の上決定します。
67	P13		都民協働の植樹、樹木管理のあり方、手法について、お考えがあればご教示をお願いいたします。	都民協働により、在来種等の地域に適した植物を苗木等から育成、管理する樹林地の創出を目指しています。都民を公募する等、広く都民参加が得られる手法を想定しています。なお、詳細については都と協議の上決定します。
68	P13		「夏季には子どもが遊べる水景施設」とは、流れに子どもが入って遊ぶ水質管理や監視業務が必要となるでしょうか？ご教示願います。	提案内容に即した管理を行ってください。
69	P13	7.特定公園施設の建設に関する事項 (4) 施設整備について ⑧管理所整備	特定公園施設とするならば、土地使用料はかからないと考えてよろしいでしょうか？ 管理所内で、都から提供される備品・什器等の想定はありますか？	管理所は特定公園施設です。土地使用料は発生しません。 管理所内の備品・什器等は、指定管理料により調達してください。
70	P13		⑧管理所整備に関しては、建築可能面積に含まれないということよろしいでしょうか？	管理所は建築可能面積(1,920㎡)に含まれます。(公募設置等指針P.2第1章3.○事業対象地の概要、P.8第2章5.)なお、建築可能面積には2号デッキのEV(建築面積30.83㎡)も含まれます。
71	P13		管理所は特定公園施設の他用途を合築して設置することは可能でしょうか。	合築して設置することは可能です。
72	P13		公園利用の利便上、公募対象公園施設と一体で整備することは可能でしょうか。またその場合、鉄骨平屋建てでない構造で100㎡程度確保することでよろしいでしょうか。	管理所は公募対象公園施設とは独立して整備してください。構造等は提案可能です。
73	P13		管理所の人員配置について昨今のコロナウイルス等の状況の際にはリアル・リモートを問わず対応できる体制であれば問題ありませんでしょうか。	別紙6 P.7 5(2)イのとおり、少なくとも管理所責任者1名は管理所に配置してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
74	P14		植栽管理における灌水用の水源は上水道のみでしょうか。	そのとおりです。
75	P14		公園内における防犯カメラの設置は必要でしょうか。	既設公園において順次導入を進めています。本件では必須ではありませんが、設置することが望ましいです。
76	P15		特定公園施設の建設に要する費用の都に負担を求める額について、都として交付金を活用されることを踏まえて、建設総額の10%以上を民間事業者が負担することが前提条件となりますか？	前提条件とはなりません。
77	P15		特定公園施設の建設に要する費用の上限額：576,000千円とは、整備費総額の上限額ですか？それとも都の負担上限額ですか？また、都の負担上限額とした場合、民間負担を前提に整備費総額の上限はないという理解でよろしいですか？	576,000千円は都の負担上限額です。民間事業者の負担上限はありません。
78	P15		『特定公園施設の建設に要する費用の上限額：576,000千円』とあるが、特定公園施設の建設費の上限ということか？都側の費用負担の上限という認識で良いか？事業者側の負担で上限額を超える特定公園施設を建設することは可能か？	No.77の回答を参照してください。
79	P15		東京都に負担を求める額について、「原則として東京都からの負担額は認定計画提出者③東京都に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。」とありますが、設計協議・金額精査確認を経て、内容によっては上回る場合も想定されているとの認識でよろしいでしょうか	最初の提案段階で上回ることは想定していません。なお、想定外の規模の地下埋設物等が発見され、撤去が必要となった場合には協議の対象となります。
80	P15		提案しなかった場合は減点対象となりますでしょうか。	任意提案のため減点対象にはなりません。
81	P15		告知等について、広告費収入を得ることは可能でしょうか。その場合、公告収入は、認定計画提出者の収入とすることは可能でしょうか。	利便増進施設として設置する看板又は広告塔により、広告収入を得ることは可能です。公募設置等指針P.15第2章8.(1)に即し、広告収入は整備費、維持管理経費等に充当してください。なお、東京都屋外広告物条例において本事業対象地は屋外広告物の禁止区域となっていますので、看板等を設置したい場合、東京都広告物審議会の了承の上、所管区の許可を得ることが必要です。
82	P15		広告料や自転車駐車場の利用料について、上限はありますでしょうか。	周辺の相場から乖離しない金額を都と協議の上、定めてください。
83	P15		自転車駐車場については、有料の貸出自転車を設置する駐輪場と置き換えることは可能でしょうか。	置き換えることは可能です。
84	P15		利便増進施設の看板又は広告塔について、防災施設としての情報提供施設と兼ねて使用することは可能ですか？可能な場合、占用料の取扱いについてお示し下さい。	防災施設としての情報提供施設と兼ねて使用することは可能です。占用料は東京都立公園条例施行規則第8条に則し、1㎡あたり1月1,026円です。(令和3年4月1日時点)
85	P15		看板または広告塔から得られる収入は、認定計画提出者の収入とすることは可能でしょうか。	No.81の回答を参照してください。
86	P15		看板等について、地域における催しに関する情報の提供を <u>主たる目的</u> として設置とありますが、この <u>主たる目的</u> を満たすとする基準（面積比率や掲示期間等）はありますでしょうか。	具体的な基準はありません。なお、看板等の設置についてはNo.81の回答を参照してください。
87	P15		公募対象公園施設の壁面等に地域における催しに関する情報等を提供する看板・広告等を設置した場合には、利便増進施設を設置する場合の占用料の支払いは不要という認識でよろしいでしょうか。	占用料は発生します。
88	P15		園内にて無料Wi-Fi等の地域のイベント情報の発信等を目的とした機器類は利便増進施設として設置することは可能という認識でよろしいでしょうか。	無料Wi-Fiは利便増進施設には該当しませんが、指定管理者として設置する提案は可能です。
89	P15		特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等及び、東京都からの負担により賄うとありますが、提案以後に「①特定公園施設の建設に要する費用の見込み額」が減額となった場合は、「③東京都に負担を求める額」ではなく、「②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額」を減額すると理解してよろしいでしょうか。	「①特定公園施設の建設に要する費用の見込み額」が減額となった場合は、「②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額」を減額することは想定していません。
90	P15	7.特定公園施設の建設に関する事項 (5) 特定公園施設の建設にかかる費用	認定計画提出者が提出する工事費内訳の単価設定は、貴都が発注する標準単価を準拠ではなく参考という理解で宜しいでしょうか？	そのとおりです。
91	P15		公募設置等指針P15 旧都営住宅の杭基礎等は除却を予定されていますが、公園整備等に支障のない範囲で地下に埋設残置は可能ですか。ご教示お願いいたします。	公募設置等指針P12第2章7.(3)のとおり、全て撤去してください。
92	P15		『杭基礎等の除去費』とその他特定公園施設の建設費用はどれ程の費用負担比率を見込んでいるか？	No.63の回答を参照してください。
93	P16	(5) 特定公園施設の建設にかかる費用	利便増進施設占用料について、東京都立公園条例の令和3年1月1日施工分では、1,024円となっていますが、4月から改正されたのでしょうか？	令和3年4月1日付で改正しました。詳細は令和3年3月31日付東京都公報増刊25号に掲載のとおりです。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
94	P16	9.都市公園の環境の 維持及び向上措置 (1) 管理運営経費等	想定される指定管理業務において、管理運営経費の不足分は、「公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等」から繰り入れていいですか？年度ごとの修繕費の目安をご教示願います。	指定管理業務における管理運営経費の不足分は指定管理者の負担となります。なお、公募設置等指針P.16第2章9.(1)のとおり、管理運営経費の不足分は公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等の充当を想定しています。特定公園施設の修繕費は整備する特定公園施設に即して検討してください。
95	P16		年度ごとの修繕費は、「別紙6指定管理者管理運営要項P11-5-(2)-(エ)」のbに記載の1件当たり30万円未満の施設補修修繕のみを見込めばよろしいでしょうか。	別紙6 P.11 5(2)エ(エ)のとおり、都と協議の上、緊急対応等経費で執行される工事も見込んでください。緊急対応経費は1件当たり30万円以上です。
96	P16		令和4年度に予定されている指定管理者の選定において、認定計画提出者が指定管理者とならないことはあるのか？	公募設置等指針P.16第2章9.のとおり、認定計画提出者には、外部委員を含む指定管理者選定委員会において選定され都議会の議決を経た後、指定管理者として管理運営を行ってもらうことを想定しています。
97	P16		「指定管理者の選定は、令和5年度に行う予定です」とあり、公募設置等計画の認定と時差がありますが東京都議会第四回定例会（予定）での議決で否決になった場合の取扱いはどうなりますでしょうか。	否決理由を確認のうえ、選定方針を再検討し改めて選定を実施し、再度議会へ付議します。
98	P17		防災公園における都と地元区（新宿区、渋谷区）との連携協力に関する基本協定書の開示をお願いします。	基本協定書(案)を応募登録者に提供します。
99	P17		魅力向上事業での、イベント等で収益事業を行う場合は、行政財産使用料がかかるとは思いますが、その金額をご教示ください。	指定管理者として公園内で自主事業を主催する場合、占用許可を要しません。自主事業であっても、園地を排他独占的に使用する場合は、占用許可を得る必要があります。この場合、占用料は免除とします。ただし、イベント等で飲食店や臨時売店を設ける場合は、占用料が発生します。なお、指定管理者として公園内で行う自主事業により生じた利益については、原則として、公園等の利用者サービスの向上や利用促進のため公園等に還元させてください。占用料は、1日1㎡あたり34円(令和3年4月1日時点)となります。認定計画提出者として広場等でイベントを実施する場合は、占用料が発生します。なお、具体的な運用は別途、都と協議してください。
100	P17		認定計画提出者が管理運営業務を実施することが前提であるということは、管理運営業務を実施する企業を中心に公募しているということでしょうか。一般的に管理運営業務のすべてを一社で担うことは想定できず、下請けや分業をしながら業務を実施することが通常と考えられますが、東京都の承認を得ることができない可能性があるのでしょうか。（公募企業が一社で管理運営業務をやり切らなければならないことがあり得るのでしょうか。）	管理運営業務を行う企業が連合体に入ることを想定しています。また、構成員の応募資格については公募設置等指針P.19第3章1.(2)を参照してください。
101	P17		公募設置等指針P.17『歩行者デッキ1号・2号の上部空間も積極的に有効活用すること』とあるが歩行者デッキ上部に仮設店舗等の設置は可能か？	法令の定める範囲で、仮設店舗の設置は可能ですが、デッキの耐荷重や規模等による使用制限については、都と協議となります。
102	P17		イベントスペースを東京都が利用することは想定されていますでしょうか。また東京都が利用する場合は事業者と協議の上日時を調整することとし、東京都が優先的に利用できるなどの条件はないという理解でよろしいでしょうか。	都が優先的に利用する場合には、認定計画提出者と協議の上、日時を調整することとなります。
103	P17		イベント等の計画や実施において、イベント等の計画や概要については東京都と事前に協議を行い、イベント等の実施については施設の運営状況に応じフレキシブルに行う必要があることから、認定計画提出者の裁量と権限にて行うという認識でよいでしょうか。	そのとおりです。詳細はNo.99を参照してください。
104	P17		特定公園施設内でイベントを実施する際、占用許可を要する場合は使用料が発生しますでしょうか。また使用料が発生する場合の使用料単価、及び使用料の東京都への支払い方法（指定管理者が東京都へ払うのか、実際の利用者が払うのか等）についてご教示下さい。	No.99の回答を参照してください。占用料が発生する場合は、小規模なイベントの際は指定管理者へ、その他のイベントの際は都の指定金融機関等へ支払ってください。
105	P19		構成団体の変更を認める場合として、テナントの変更も含まれますか？	テナントが構成団体でない場合は、含まれません。
106	P19		公募対象公園施設内の一部施設において、構成団体以外への転貸ならびに業務委託することはできるという認識でよろしいでしょうか。また業務期間中にテナントが変更になっても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設について、構成団体以外へ賃貸借又は業務委託することは可能です。また、業務期間中にテナントが変更になる場合、都と協議を行ってください。
107	P19		認定計画提出者とは、代表法人を含む構成法人のコンソーシアムとなり、協力企業（SPC を設立した場合、SPC から受託・受注し各業務遂行を行う企業かつ出資を行わない企業）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。また、協力企業はコンソーシアム構成員ではないことから応募関連書類（定款、法人登記簿謄本、印鑑証明書、財務諸表）は不要ということ認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
108	P19		SPCを組成することは可能でしょうか。その場合、SPCが組成されるまで、ある事業会社が代表構成団体となり、SPC組成後はSPCにその地位を継承することを行うこととなりますが、よろしいでしょうか。	SPCを組成することは可能です。公募設置等計画の提出時点でSPCを設立していない場合は、代表構成団体を設置等予定者としてください。その後、公募設置等計画が認定され、代表構成団体が認定計画提出者となった後に、SPCに認定計画提出者の地位を承継していただくこととなります。
109	P19		応募者の構成について、応募登録後に構成員の変更は可能か？	公募設置等指針P.19第3章1.(1)のとおり、応募書類提出後、事業開始までは構成団体の変更はできません。
110	P19		公募対象公園施設の登記を代表構成団体名義に限っていますが、そうすると代表構成団体として本件に応募できる事業者は開発・リース分野の企業に限定され、また提案内容の幅も狭まり、民間から幅広く良質な提案を受け付けることを目指す官民連携事業の趣旨に沿わないことになると思います。本件における代表構成団体の業務は、都との窓口となり、コンソーシアム内の調整機能を担い、特定公園施設の整備費の民間負担額及び指定管理業務の民間負担額を公募対象公園施設等における収益を活用して事業が成立するよう調整することと理解しています。制度上、認定計画提出者として都と実施協定を締結し事業の主体となることは理解しておりますが、指定管理業務と同様に代表構成団体が全ての事業ノウハウを有している訳ではないため、公募対象公園施設について、代表構成団体から土地の転貸又は地位継承を受けて、それ以外の構成団体が整備・保有し、その構成団体名義で登記することについて認めて頂けますでしょうか？	No.39の回答を参照してください。
111	P19		「応募できるものは、～（中略）～連合体で応募する場合は、公募対象公園施設の設置者が代表構成団体になり、代表構成団体が応募手続き及び事業に必要な諸手続き～（略）」とありますが、複数企業がSPCを組成し応募する場合の代表企業とはどのように考えますか。	No.39の回答を参照してください。
112	P19		応募資格関連書類のマネジメント実績や維持管理業務実績について、実績をまとめた表でよろしいでしょうか。契約書の写し等は不要という認識でよろしいでしょうか。	実績をまとめた表またはパンフレット等で構いません。
113	P19		公募対象公園施設のマネジメント業務とは、施設保有者のことですか？それとも保有に限らずリーシング業務全般のことですか？テナントのことですか？また、その業務をJVで担うことは可能ですか？	施設の所有の有無にかかわらず、提案する公募対象公園施設又は類似する施設のマネジメント実績とします。複数の構成員が分担してマネジメント業務を担うことは可能です。
114	P19		公募対象公園施設のマネジメント業務における類似する施設の実績とは、都市公園又は都市公園と類似した施設に限定されますか？それとも、民間の商業施設における業務実績でよろしいですか？	民間の商業施設における業務実績です。
115	P19		応募資格には公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者についての資格要件がありませんが、これら業務を担当する者は構成団体になる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	設計者、工事者は必ずしも構成団体になる必要はありません。
116	P19		構成団体ではない公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者については、別の提案を行う連合体においても同様の役割を担う事が可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
117	P19		構成団体ではない公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者については、提案する公募設置等計画に企業名等の表記が可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。なお、様式3については、設計者、工事者を記載してください。
118	P19	1.公募の実施に関する事項等 (2) 応募資格	連合体で応募する場合の「共同事業体等」は、具体的に何を指しますか？	コンソーシアムを想定しています。
119	P19	1.公募の実施に関する事項等 (2) 応募資格	共同事業体等を結成した代表構成団体は、法人格を有する必要はないと考えて宜しいでしょうか？	法人格を有する必要があります。
120	P19	1.公募の実施に関する事項等 (2) 応募資格	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営の責務は、共同事業体等の代表構成団体のみが負うという理解で宜しいでしょうか？	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営の責務は共同事業体にて負ってください。
121	P20		欠格事項にある指名停止措置については、応募書類の提出時点が基準となりますか？	公募設置等指針P.20第3章1.(3)のとおり、応募書類提出から基本協定締結までの期間が該当します。
122	P21		応募登録については、代表構成団体が登録していれば、他の構成団体が登録していなくても参加可能ですか？それとも全ての参加企業が登録する必要がありますか？	様式13のとおり、連合体での応募の場合、代表構成団体のみ登録で構いません。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
123	P21		応募登録者向けに追加質問期間を設けるとのことですが、細かい点について誤解が生じないよう、対話形式として頂けないでしょうか？	対話形式は予定していません。
124	P22		提出書類について、様式8は片面印刷でよろしいですか？A3サイズはファイルに織り込むことでよろしいですか？インデックスは必要ですか？電子データはPDF形式でよろしいですか？	両面印刷で構いません。A3サイズはファイルに織り込み、インデックスは可能であれば付けてください。電子データはPDFで構いません。
125	P22	2.応募の手続き (6) 提出書類	複数のページになるものにおいて、両面印刷は認めておりますか？ 原則片面印刷ですか？	両面印刷で構いません。
126	P22		提出書類について、ファイルの表紙・背表紙に記載する必要事項はありますか？	「明治公園整備・管理運営事業 提案書」及び申込者名(代表法人等)を記載してください。
127	P22		提出書類について、様式8の正本・副本全て構成団体及び協力企業等の実名を記載することでよろしいですか？	構成団体及び協力企業等は正本・副本全て正式名称(商号)を記載してください。
128	P22		応募登録について、グループで応募する場合は、代表構成団体のみが、様式13で申込をすると理解で宜しいでしょうか。または、グループ企業の全社が記入するのでしょうか。	No.122の回答を参照してください。
129	P22		提出書類のCD-R（電子データ）については、PDFファイルでよろしいでしょうか。	構いません。
130	P22		提出書類の応募関連書類ですが、キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、提出を免除いただけますでしょうか。	キャッシュフロー計算書の提出は必須です。
131	P26		評価基準について、項目5の提案価格の評価の採点方法は、最低価格を満点として比率で計算する方法でしょうか？提案の方針を決めていく上で重要な点となりますので、具体的な採点方法をお示し下さい。	採点方法は非公開のため回答できません。
132	P26		評価基準の配点について、大まかな印象ですが、これ以上細分化した配点の予定はないですか？	細分化の予定はありません。
133	P26		評価基準の審査方法について、どのような採点をされる予定でしょうか？（例えば、5段階方式で標準的な提案を50%として加減する方法など）	No.131の回答を参照してください。
134	P26		公募設置等計画内の資金計画・収支計画は、提案する事業が成立するためには、最低限どのような条件設定が必要となるのか客観的にわかる資料程度でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.26第3章5.のとおり、事業期間及び事業内容に対しての妥当性が客観的に確認できる提案を行ってください。
135	P29		不可抗力リスクについて、自然災害等の「等」には新型コロナウイルスなどの感染症拡大による影響も含まれますか？	そのとおりです。
136	P29		新型コロナウイルスなどの感染症拡大による影響で、公募対象公園施設・利便増進施設・自主事業における収入が著しく下落した場合、特定公園施設の管理運営費用に充当することが困難になることから、都として補填等を検討頂ける可能性はありますか？	公募対象公園施設・利便増進施設・自主事業における収入下落に対しては都からの補填等は予定していません。
137	P29	12.リスク分担等 物価	自然災害、社会環境や市場環境の変化等の予測不可能な要因による経営への影響が考えられます。物価、金利に関しては、「協議事項」とし負担割合等も含め協議対象とすべきと考えますが、如何でしょうか？	物価、金利のリスク分担については、公募設置等指針P.29第3章12.のとおり、認定計画提出者となります。協議は予定していません。
138	P29	12.リスク分担等 土壌汚染	「本公園」とあるが、事業対象地以外の区域は含まれないという理解で宜しいでしょうか？	そのとおりです。
139	P29	12.リスク分担等 土壌汚染 地中埋設物	「発見された土壌汚染」及び「新たに発見された地中障害物等」は土地の瑕疵と解釈されるため、瑕疵担保責任は土地所有者である貴都に帰属すると考えられるため、協議事項（土壌汚染）及び負担者：認定計画提出者は誤記と考えられるが如何でしょうか。	土壌汚染調査及び対策については実施済みです。ただし、その必要が生じた場合は公募設置等指針P.30第3章12.(1)※2のとおり、調査の費用負担は認定計画提出者とします。また、調査の結果汚染物の除去が必要となった場合、協議となります。新たに発見された地中埋設物による建設工事の中止・延期に関する費用負担は認定計画提出者です。
140	P29	12.リスク分担等 事業の延期・中止	「発見された土壌汚染」及び「新たに発見された地中障害物等」による事業の中止・延期にともなう認定計画提出者が負担する費用及び損害は、「東京都の責任による中止・延期」に該当するという理解で宜しいでしょうか？	公募設置等指針P.12第2章7.(3)及びP.29第3章12.(1)のとおりです。
141	P30		「震災発生時に、～（中略）～公募対象公園施設の業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。」とありますが、業務停止命令解除の目安はありますでしょうか。また、業務停止以上に施設解体更地返還等、過度な要求を事業者へ命令することはありますでしょうか。	あくまで避難場所として使用するなど災害対応のために必要な利用を行うための措置を想定しています。
142	別紙2		施設への車両動線確保のため、現状の歩道切り下げの位置は変更可能でしょうか。	道路管理者と協議の上、切り下げの位置は変更可能です。
143	別紙6 P4		「明治公園マネジメントプラン」の最新版は平成18年作成分になりますか？また、令和3年度に作成される予定のものは、いつ頃公表されますか？	現時点では平成27年作成分が最新です。最新版は応募登録者に提供します。なお、新しい明治公園マネジメントプランは令和4年春に公表予定です。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
144	別紙6 P7		時間外の緊急対応や巡回等は管理所および管理所と連携した警備会社等が対応を行い、特定公園施設の指定管理料上限額：23,128,853 円／年にはその費用は含まないということでしょうか。	特定公園施設における時間外の緊急対応や巡回等は特定公園施設の管理所及び特定公園施設の管理所と連携した警備会社等が対応を行い、特定公園施設の指定管理料上限額：23,128,853 円／年にその費用は含まれます。
145	別紙6 P9		自動販売機の設置について、許可の種類と使用料をお示し下さい。また、それは東京都立公園条例のどこに記載されていますか？	東京都立公園条例第2条の設置許可です。土地使用料は1㎡当たり1月2,984円です。(令和3年4月1日時点)
146	別紙6 P9		自動販売機の設置について、都の資料「自動販売機を公園に設置する場合の取扱い」を共有頂けますか？	応募登録者に提供します。
147	別紙6 P9		東京都立明治公園指定管理者管理運営要綱（案）P7、5業務内容（2）イ「管理所等の運営について」において、「開所時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。窓口及び事務室は常に利用者に開かれたものとし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて随時延長するものとする。」とありますが、午後5時30分以降、公募対象公園施設を運営する場合、管理所の開所時間も公募対象公園施設運営時間に合わせて延長することでよろしいでしょうか。	公募対象公園施設を午後5時30分以降も運営する場合について、管理所の開所時間を公募対象公園施設の運営時間と揃える必要はありません。
148	別紙6 P10		修繕費においては特定公園施設の指定管理料上限額：23,128,853 円／年で実施をするのでしょうか。その場合、最長約18年半の運営管理の期間のため経年劣化等により30万円未満の修繕も増加傾向となります。本事象による費用の負担および指定管理料については特定公園施設の状態を鑑み見直しいただけるという認識でよろしいでしょうか。	経年劣化による指定管理料の見直しは行いません。
149	別紙6 P14		自主事業について、広告宣伝として、特定企業の広告看板やモニュメントなどを常設することは可能ですか？	No.81の回答を参照してください。
150	別紙6 P14		公募対象公園施設の一部に、特定企業の広告看板を設置することは可能ですか？	No.81の回答を参照してください。
151	別紙6 P14		公園内のトイレなどの特定公園施設にネーミングライツを施すことは可能ですか？その場合の収入を特定公園施設の管理運営費用に充当することは可能ですか？それとも、直接都の歳入扱いとなりますか？	特定公園施設のネーミングライツについて提案いただくことは可能です。東京都と協議の上、ネーミングライツを実施することとなった場合の収入は、認定計画提出者の収入として、特定公園施設の管理運営費に充当してください。
152	別紙6		8ページのウ運営管理業務（オ）のbの自動販売機を設置した場合の行政財産使用料をご教示ください。	No.145の回答を参照してください。
153	様式2-1		応募者の代表者名ならびに実印については企業の場合、契約当事者となれる支配人登記がなされているものの記名捺印でもよろしいでしょうか。	構いません。
154	様式2-1		「応募者（構成団体）」とは事業を行うにあたり共同して出資するものを指すのでしょうか。もしくは、事業等への出資は行わず、共同で提案するものを指すのでしょうか。定義を明確にしてください。	公募設置等指針P.19第3章1.(2)のとおりです。記載事項以外に出資等の要件はありません。
155	様式2-2		押印箇所印が2か所記載されていますが、社印と代表者印を押印するという理解でよろしいでしょうか。	代表印のみで構いません。
156	様式3		応募段階で、公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者について確定できない場合は、未定との記載は可能でしょうか。	公募設置等計画提出の際に、全ての担当企業を記載し提出してください。
157	様式4,5,6		提案書を複数企業のグループにて提案する場合、「法人等の概要」、「役員名簿」、および「財務状況表」について、事業への出資に関わらず、様式3における各項目を担当する企業分必要との認識でよろしいでしょうか。	様式2における代表構成団体及び構成団体について必要となります。協力企業等については不要です。
158	様式8		ページ番号について、様式8全ページに対して通し番号を付しますか？それとも、枝番ごとに付しますか？また、A4・A3に関わらず、1枚を1ページとして扱いますか？	枝番ごとに通し番号を付してください。A4・A3に関わらず、1枚を1ページとして扱ってください。
159	様式8		提出書類の余白に決まりはありますか？	ありません。
160	様式8		書体サイズは、10.5ポイント以上でよろしいでしょうか。また、図表中の表記については、判読可能な範囲で、縦書きや10ポイント以下の文字を用いても差支えないでしょうか。	構いません。
161	様式8-1		※1の公募対象公園施設及び特定公園施設の建築面積総括表の記載例は、様式8-1 ②の全体構想に明記するという理解でよろしいでしょうか。	①,②のどちらでも構いません。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
162	様式8-2	②公募対象公園施設の概要	テナント候補など提案時点では決定していないものもあるかと思われませんが、提案時までにごくまで詳細に提案する必要があるのでしょうか。また、提案した内容に変更がある場合には、事業開始後に何らかのペナルティが課されるのでしょうか。	提案時に可能な限り詳細に提案してください。事業開始後にテナントが変更される場合、ペナルティはありませんが、都と協議してください。
163	様式8-2	③整備スケジュール	各種工事期間について、どの程度詳細な工程表が必要でしょうか。	月単位程度を想定しています。
164	様式8-3	②整備スケジュール	旧都営住宅杭基礎等除却工事、公募対象公園施設ならびに特定公園施設他の建設は一連の工事として施工していくため、様式8-2（公募対象公園施設）に記載する工事工程表に併記することは可能でしょうか。	併記することは可能です。
165	様式8-3	④	特定公園施設の数量総括表について、主要項目に係る詳細が分かればよろしいでしょうか。	主要項目に係る詳細がわかれば構いません。
166	様式8-4		A3判1枚でもよろしいですか？	構いません。
167	様式8-6	③ターゲット層、事業実施により期待される効果	目標公園利用者数とありますが、事業開始後、提案目標数に満たない場合の開業後ペナルティなどはありますか。	ペナルティはありません。
168	様式8-7	④事業スケジュール	様式8-2,8-3と工事期間を記載することとなっておりますが、こちらの様式のみで統合して記載することは可能でしょうか。	統合しても構いません。
169	様式9		「(イ)特定公園施設の運営収入」に「広告収入」とありますが、具体的にどういったものが想定されるのでしょうか。公園のネーミングライツなどは考えられるのでしょうか。もしくは利便増進施設の看板又は広告塔による広告収入と読み替えてよろしいでしょうか。	イベント時の広告収入等を想定しています。あわせて、No.81の回答を参照してください。また、ネーミングライツも提案は可能です。
170	様式9		その他費用の備考欄に「名古屋市に寄付」とありますが、こちらは、意味がありますでしょうか。	記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
171	様式9		「(イ)特定公園施設の運営収入」のうち「指定管理料基準額」と「指定管理料」はそれぞれ何を指しているのでしょうか。	記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
172	様式9		「(イ)特定公園施設の運営収入」の欄に「うち修繕に要する指定管理料」という項目がありますが、想定される修繕費を記入すればよろしいでしょうか。また、「(エ)特定公園施設の運営支出」の「修繕費」と同じ金額を記入するという認識でよろしいでしょうか。	記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
173	様式9		項目等が増えてもA3 1枚以内に縮小して、提出するという理解でよろしいでしょうか	複数枚となっても構いません。
174	様式13		応募登録申込書については、応募グループの代表構成団体のみ登録すればよいのか？	No.122の回答を参照してください。
175	様式13		応募登録申込書について、『応募法人』や『応募グループの代表構成団体』として登録した者同士が、協議の結果『公募設置等計画の受付』の際に一つの団体として応募することは可能か？	可能です。
176	その他		代々木公園では、指定管理者である東京都公園協会様との連携が条件となっておりますが、明治公園については、東京都公園協会様も事業者として参加される資格・可能性はございますか？	参加資格はありますが、参加可能性については回答できません。
177	その他		明治公園全体の直近の年間利用者数推計値をお示し下さい。	平成27年度及び平成28年度の一部廃園前の来園者は、平成25年度約165万人、平成26年度約44万人です。
178	その他		無料Wi-Fi等、特定公園施設の活性化を目的とした機器類の設置には制限はありますでしょうか。また、これらの設置には占用許可を受ける必要はありますでしょうか。	都と協議の上、指定管理者として設置する公園の備品については占用許可を得る必要はありません。
179	現地説明会		鋼板塀が一部残置され、撤去については設置事業者と民衆で交渉して下さいとのことでしたが、具体的にどちらの企業様とどのような交渉（費用負担率等）になるかお示し下さい。また、その費用負担額は、特定公園施設整備費に参入するということでしょうか？	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と協議となります。費用負担額はそのとおりです。
180	現地説明会		2号デッキ横のエレベーターの管理も指定管理業務に含まれるとのことでしたが、メーカーの定期保守点検も含めて維持管理費として計上することになりますか？また、故障時における修理費の負担も指定管理業務として含まれますか？設置されているエレベーターの機種についてもお示し下さい。	定期保守点検も指定管理業務に含まれるので、点検にかかる費用も指定管理の維持管理費に計上することになります。修理費は別紙6 P.10 5(2)エ(エ)を参照してください。エレベーターは日立製の最大定員30人のものであります。応募登録者に詳細をお知らせします。
181	現地説明会		周辺道路とのレベル差だけでなく、敷地内においても相当の段差があることを確認しましたが、都の負担にてどこまでの整地をお考えでしょうか？できればより具体的なイメージをお示し下さい。	公募設置等指針P.13第2章7.(4) ③を参照してください。
182	現地説明会		東京都から引き渡される状態は、別紙2に記載の内容から変更されているものがあれば、ご教示ください。	別紙2の状態を予定しています。電気や鋼板塀などの仮設物の引継ぎについては設置等予定者となった後、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と協議となります。
183	現地説明会		説明会時、オリンピックに関する仮設工作物について説明を受けたが、引き渡し時のイメージがつかみません。	No.182の回答を参照してください。